

介 護 保 険 住宅改修の手引き

新潟県村上市 

目次

(1) 対象となる方	・・・	P1
(2) 対象となる住宅	・・・	P1
(3) 対象となる工事	・・・	P2
(4) 給付額	・・・	P4
(5) 申請手続き	・・・	P6
(6) 償還払い／受領委任払い	・・・	P9
(7) 住宅改修に関するご質問	・・・	P10
【実践編】実際にどんな工事ができるかを考える	・・・	P11

(1) 対象となる方


要介護または要支援の認定を受け、かつ、在宅で介護を受けている方が給付を受けることができます。要介護状態の区分に応じて「介護の必要の程度」が決められており、住宅改修の必要性を判定する際は、この「介護の必要の程度」を活用します。

○「要介護状態区分」と「介護の必要の程度」

要介護状態区分	「介護の必要の程度」の段階
要介護5	第六段階
要介護4	第五段階
要介護3	第四段階
要介護2	第三段階
要支援2または要介護1	第二段階
要支援1	第一段階

(2) 対象となる住宅

給付が認められる住宅は、被保険者証に記載されている住所に所在する住宅に限られます。

介護保険被保険者証のイメージ 

※実際の色はベージュ色です

(一)		(二)		(三)																																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">介護保険被保険者証</p> <p>番号</p> <p>住所</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>生年月日</p> <p>性別</p> <p>交付年月日</p> <p>保険者番号並びに保険者の名称及び印</p> <p style="text-align: center;">1 5 2 1 2 4</p> <p style="text-align: center;">新潟県村上市三之町1番1号</p> <p style="text-align: center;">村上市</p> <p style="text-align: center;">電話番号 0254-(53) 2111</p> </div>		<table border="1"> <tr> <td>要介護状態区分等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定の有効期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居宅サービス等</td> <td>区分支給限度基準額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1月当たり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち種類支給限度基準額</td> <td>サービスの種類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>種類支給限度基準額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定審査会の意見及びサービスの種類の指定</td> <td></td> </tr> </table>		要介護状態区分等		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)		認定の有効期間		居宅サービス等	区分支給限度基準額		1月当たり		単位	うち種類支給限度基準額	サービスの種類		種類支給限度基準額							認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">給付制限</td> <td>開始年月日</td> </tr> <tr> <td>終了年月日</td> </tr> <tr> <td>開始年月日</td> </tr> <tr> <td>終了年月日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称</td> <td>届出年月日</td> </tr> <tr> <td>届出年月日</td> </tr> <tr> <td>届出年月日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介護保険施設等</td> <td>種類</td> </tr> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>種類</td> </tr> <tr> <td>名称</td> </tr> </tbody> </table>		内容	期間	給付制限	開始年月日	終了年月日	開始年月日	終了年月日	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日	届出年月日	届出年月日	介護保険施設等	種類	名称	種類	名称
要介護状態区分等																																													
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)																																													
認定の有効期間																																													
居宅サービス等	区分支給限度基準額																																												
	1月当たり																																												
	単位																																												
うち種類支給限度基準額	サービスの種類																																												
	種類支給限度基準額																																												
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定																																													
内容	期間																																												
給付制限	開始年月日																																												
	終了年月日																																												
	開始年月日																																												
	終了年月日																																												
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日																																												
	届出年月日																																												
	届出年月日																																												
介護保険施設等	種類																																												
	名称																																												
	種類																																												
	名称																																												

「この欄に記載されている住所に所在する住宅」が給付対象です

(3) 対象となる工事

介護保険では、手すりの取り付けや床段差の解消などの「比較的小規模な工事」を「普段の生活をする上でどうしても必要な箇所」に行う場合が給付対象です。

これは、「被保険者の資産形成に極力つながらないようにすること」や「賃貸住宅等に居住しているために工事できる内容に制約を受けてしまう方がいること」に配慮をしているからです。

具体的に給付の対象となる工事は、以下のとおりです。

○対象となる工事

工事の種類	工事の内容
①手すりの取付け	転倒予防や移動、移乗動作を助けるためのもので、廊下・トイレ・浴室・玄関・玄関から道路までの通路等へ設置するもの 等
②段差の解消	転倒予防のため、居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等の各室間の床の段差、玄関から道路までの通路等の段差を解消する工事（スロープの設置、浴室の床のかさ上げ、敷居を低くする 等）
③滑りの防止及び移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更	滑りの防止、移動の円滑化のため、床または通路面の材料を変更する工事（階段の滑り止めの設置、畳を板敷きまたは滑りにくい材料へ張り替える 等）
④洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器へ取り替える工事 等
⑤引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸・アコーディオンカーテン等に取り替える工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置 等
⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	手すりの取り付けに伴う下地補強・浴室の床のかさ上げや便器の取替え等に伴う給排水設備工事 等

【留意いただく事項】

●設計・積算の費用

住宅改修を前提とした設計・積算の費用は給付対象の経費として取り扱われますが、結果的に住宅改修を行わなかったなど、工事を伴わない設計・積算は給付対象外となります。

●被保険者本人や家族が自ら住宅改修を行った場合

被保険者本人やその家族等が材料を購入し、自ら工事を行った場合は、材料の購入費のみが給付対象です。

●新築または増築の場合

住宅を新築する際に併せて行う工事は給付対象外となります。また、増築や新たに居室を設ける際に併せて行う工事も給付対象外ですが、廊下の拡張に伴う手すりの取り付けや、和式便器から洋式便器に取り替える場合のトイレの拡張に伴う手すりの取り付けは給付対象です。

●給付対象外の工事を併せて行う場合

保険対象部分の抽出、按分等により、給付対象となる費用を算出してください。

●浴室をユニットバスにする場合

浴室をユニットバスにする工事は、浴室全体の新設工事の扱いとなるため、給付対象外となります。

●介護認定を受けている被保険者が一つの住宅に複数名居住している場合

トイレや浴室など、共用部分の工事を行う場合であっても、給付を受けることができるのは一つの工事箇所につき、原則、被保険者1名のみです。複数の被保険者の中から、より工事の必要性が高いと思われる方を1名指定し、手続きを進めていくこととなります。

(4) 給付額

支給限度額は、被保険者1名につき「20万円」です。これは「最大で20万円の給付を被保険者が受けることができる」ということではなく、「20万円までの工事なら、被保険者の負担が1割（所得によっては2割、または3割）ですむ」ということです。給付対象となる工事費用の総額が20万円以内に収まる場合であっても、被保険者の負担割合に応じた額（1割、2割または3割）をご負担いただかなければなりません。

工事を行うことができる回数に制限はありませんが、その被保険者のために住宅改修を行った分の対象経費（自己負担分を含めた工事費用の総額）は、工事を行うたびに当該被保険者の「住宅改修の使用済額」として累積されていきます。「住宅改修の使用済額」の累計が20万円を超えてしまうと、当該被保険者は住宅改修費の給付を受けることができなくなります。

なお、20万円を超えてしまった分は、全額実費負担となります。

この欄に記載されている割合（1割、2割または3割）があなたの自己負担割合です

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 終了年月日
2割	開始年月日 終了年月日
保険者番号 並びに保険者の名称及び印	1 5 2 1 2 4 新潟県村上市三之町1番1号 村上市 電話番号 0254 (53) 2111

介護保険負担割合証のイメージ

※実際の色は緑色です

～ 計算例1 ～

トイレ内に手すりの取り付けを行い、対象経費が総額で10万円となった場合、住宅改修費の給付額がいくらになるかを計算します。なお、この被保険者はこれまでに住宅改修費の給付を受けたことがなく、「住宅改修の使用済額」は0円です。また、この被保険者の自己負担割合は「1割」です。

STEP1：「住宅改修の使用済額」から、今回の住宅改修費で使用可能な金額を計算します。

$$\text{支給限度額(20万円)} - \text{住宅改修の使用済額(0円)} = 20\text{万円} \geq 10\text{万円}$$

⇒住宅改修費で使用可能な金額が20万円（≥10万円）のため、今回の工事に係る対象経費10万円の全額を住宅改修費の算定に含めることができます。

STEP2：「自己負担額」を計算します。

$$\text{住宅改修費の使用可能額(10万円)} \times \text{自己負担割合(1割=0.1)} = 1\text{万円}$$

STEP3：これまでの計算結果から、「給付額」を計算します。

$$\text{住宅改修費の使用可能額(10万円)} - \text{自己負担額(1万円)} = 9\text{万円}$$

このケースでは、自己負担額が 1万円、住宅改修費の給付額が 9万円 となります。

なお、今回の住宅改修で使用了10万円は、「住宅改修の使用済額」として累積されます。

～ 計算例2 ～

浴室の床をかさ上げる工事を行い、対象経費が総額で15万円となった場合、住宅改修費の給付額がいくらになるかを計算します。なお、この被保険者はこれまでに住宅改修費の給付を受けたことがあり、「住宅改修の使用済額」は10万円です。また、この被保険者の自己負担割合は「1割」です。

STEP1：「住宅改修の使用済額」から、今回の住宅改修費で使用可能な金額を計算します。

$$\text{支給限度額(20万円)} - \text{住宅改修の使用済額(10万円)} = 10\text{万円} \leq 15\text{万円}$$

⇒住宅改修費で使用可能な金額が10万円（≤15万円）のため、今回の工事に係る対象経費15万円のうち、10万円までしか住宅改修費の算定に含めることができません。算定に含めることができない5万円は、全額実費負担となります。

STEP2：「自己負担額」を計算します。

$$\text{住宅改修費の使用可能額(10万円)} \times \text{自己負担割合(1割=0.1)} = 1\text{万円}$$

STEP3：これまでの計算結果から、「給付額」を計算します。

$$\text{住宅改修費の使用可能額(10万円)} - \text{自己負担額(1万円)} = 9\text{万円}$$

このケースでは、自己負担額が6万円（保険適用分の1万円 + 実費分の5万円）

住宅改修費の給付額が9万円となります。

なお、今回の住宅改修で「住宅改修の使用済額」の累計が20万円を超えたため、以降、この被保険者は住宅改修費の給付を受けることができません。ただし、「住宅改修の使用済額」がリセットになる条件があります。条件については、以下の【留意いただく事項】をご確認ください。

【留意いただく事項】

●「住宅改修の使用済額」がリセットになる条件

「介護の必要の程度」（本手引き1ページ目に記載の表）の段階が、初めて住宅改修をしたときから三段階以上上がった場合や、転居された場合（実際に住所を移動していただく必要があり、同一住所での住宅の建て替えは除きます）は、「住宅改修の使用済額」が0円に戻り、改めて給付を受けることができます。

（例）初めて住宅改修費の給付を受けたのが「要支援2」の認定を受けていたときであり、その後、身体状態が重くなり「要介護4」の認定を受けたケース

⇒“要支援2”の方は「介護の必要の程度」の表に照らし合わせると“第二段階”に該当します。今回“要介護4”の認定を受けたことで「介護の必要の程度」が“第五段階”に該当し、段階が三段階上がったため、「住宅改修の使用済額」が0円に戻ります。

(5) 申請手続き

申請手続きの方法は「償還払い」「受領委任払い」の2種類があります。どちらの場合でも、最終的な自己負担額は変わりませんが、「償還払い」は費用の全額を一旦ご負担する必要があるのに対し、「受領委任払い」は初めから保険給付分を差し引いた額のみのご負担ですむため、金銭的なご負担を減らすことができます。

申請手続きの流れは、以下のとおりです。

○手続きの流れ

工事の内容について、被保険者本人・家族・担当ケアマネジャー・施工者などと検討・相談



村上市役所介護高齢課または各支所地域振興課へ事前申請

【償還払い】

- ・介護保険住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書（※）
- ・見積書
- ・住宅の図面
- ・改修前の工事箇所の写真（日付が入っているもの）
- ・承諾書（本人以外が所有する住宅の場合）

【受領委任払い】

- ・介護保険住宅改修費支給申請書
 - ・住宅改修が必要な理由書（※）
 - ・見積書
 - ・住宅の図面
 - ・改修前の工事箇所の写真（日付が入っているもの）
 - ・承諾書（本人以外が所有する住宅の場合）
- ※受領委任払いを適用できるのは、市に登録のある施工者が工事を行う場合のみです

※「住宅改修が必要な理由書」は、担当ケアマネジャー（担当ケアマネジャーがない場合は、村上市地域包括支援センター職員）、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を持つ方が作成をすることができます。



審査

工事の内容について事前審査を行います。審査後、申請者と施工者に審査の結果をお伝えしますので、「承認」の連絡を受けた場合のみ、施工者と調整の上で着工してください。「承認」の連絡の前に着工することはできません。

【償還払い】

- ・事前審査の結果を、申請者と施工者に対し連絡します。審査結果が「承認」「不承認」どちらの場合でも、お電話での連絡を行います。

【受領委任払い】

- ・事前審査の結果を、申請者と施工者に対し連絡します。審査結果が「承認」の場合、「居宅介護（介護予防）住宅改修承認通知書」を申請者と施工者へ送付します。審査結果が「不承認」の場合は、お電話での連絡を行います。

着工 → → → 完成

工事費用のお支払い（被保険者から施工者へ）

【償還払い】

- ・ 工事完了後、介護保険の給付対象額の全額を施工者へお支払いいただきます。
- ・ このとき、被保険者本人のお名前で領収書を発行してもらうようにしてください。
- ・ 被保険者やその家族が工事を行う場合は、材料費の領収書が必要ですが、このときも、被保険者本人のお名前で領収書を発行してもらうようにしてください。

【受領委任払い】

- ・ 工事完了後、介護保険の給付対象額のうち、被保険者の負担割合に応じた額（1割、2割または3割分）を施工者へお支払いいただきます。
- ・ このとき、被保険者本人のお名前で領収書を発行してもらうようにしてください。

本庁介護高齢課または各支所地域振興課へ工事完了書類を提出

【償還払い、受領委任払いどちらも共通】

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告書
- ・ 住宅改修に要した費用に係る自己負担分の領収書（原本）
- ・ 工事費内訳書
- ・ 改修後の工事箇所が確認できる写真（日付が入っているもの）

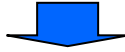
完了後の審査・決定通知書の送付

【償還払い】

- ・ 支給額、振込予定日等を記載した「**介護保険償還払支給決定通知書**」を被保険者に対し送付します。

【受領委任払い】

- ・ 支給決定額等を記載した「**受領委任払いのお知らせ**」を被保険者に対し送付します。
- ・ 支給額、振込予定日等を記載した「**介護保険住宅改修費等の受領委任払い振込通知書**」を施工者に対し送付します。



保険給付分の支給（市から被保険者または施工者へ）

【償還払い】

- ・介護保険の給付対象額のうち、被保険者の負担額を差し引いた額（9割、8割または7割分）を被保険者本人（または家族）へ支給します。

【受領委任払い】

- ・介護保険の給付対象額のうち、被保険者の負担額を差し引いた額（9割、8割または7割分）を施工者へ支給します。

【留意いただく事項】

- 申請書類の各種様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。お手数ですが「村上市 住宅改修 申請」といったワードでインターネットからご検索いただくか、以下のURLからダウンロードしてください。
URL : <https://www.city.murakami.lg.jp/site/total-kaigohokenn/kaigohoken-youshiki.html>
- 申請書類に不備があった場合や、工事内容に疑義が生じた場合など、審査に通常以上の時間を要する場合は、通知や支払いが遅れることがあります。
- 償還払い、受領委任払いどちらの場合でも、介護保険の対象となる工事部分のみに対して給付します。介護保険の給付対象外となる工事について、万が一、発注者から工事代金の徴収ができない場合であっても、市では工事費用の補填はいたしません。
- 工事が完了する前に、被保険者本人が入院や施設入所をすることになった場合
入院、入所された時点で作業が終了している部分までが給付対象となります。入院、入所された時点で工事がすべて完了していない場合、給付額は当初の給付予定額に満たない金額となります。
- 工事が完了する前に、被保険者本人が死亡した場合
死亡された時点で作業が終了している部分までが給付対象となります。死亡された時点で工事がすべて完了していない場合、給付額は当初の給付予定額に満たない金額となります。

(6) 償還払い／受領委任払い

(5) でもご説明したように、給付を受ける方法は「償還払い」「受領委任払い」の2種類があります。それぞれには、以下のような取り扱いの違いがあります。

○償還払い／受領委任払い

償還払い	<p>「介護保険の給付対象となる費用の全額」を施工者へお支払いいただいた後、工事完了書類を村上市介護高齢課または各支所地域振興課へご提出いただくことにより、保険給付分（9割、8割または7割分）の給付を受けることができます。<u>このとき、給付を受けることができるのは原則、被保険者本人です。</u></p>
受領委任払い	<p>「介護保険の給付対象となる費用のうち、被保険者の負担割合分（1割、2割または3割分）」を施工者へお支払いいただいた後、工事完了書類を村上市介護高齢課または各支所地域振興課へご提出いただくことにより、残りの保険給付分（9割、8割または7割）の給付を受けることができます。<u>このとき、給付を受けることができるのは施工者です。</u></p> <p>※受領委任払いで給付を受けることができる施工者は、市に登録されている施工者のみです。</p> <p>※また、次のような方は、受領委任払いの適用ができませんのでご注意ください。</p> <p>①介護保険の給付制限（支払方法変更、一時差止、給付額減額）を受けている方</p> <p>②介護保険料の滞納がある方</p> <p>③要介護認定の申請中（新規申請・変更申請）であるため、要介護度が決定していない方</p> <p>④入院または入所中の方</p> <p>※事前申請時に①～④に該当しておらず、後から①～④に該当した場合も、原則、受領委任払いの適用を受けることができません。</p>

【留意いただく事項】

- 市に登録されている施工者については、市ホームページに掲載しています。お手数ですが「村上市 住宅改修 受領委任払い」といったワードでインターネットからご検索いただくか、以下のURLからご確認ください。

URL : <https://www.city.murakami.lg.jp/site/total-kaigohokenn/kaigohoken-juryouinin.html>

(7) 住宅改修に関するご質問

市では、これまで寄せられたご質問をもとに「住宅改修に関するQ&A」を作成し、市ホームページに掲載しています。お手数ですが「村上市 住宅改修 Q&A」といったワードでインターネットからご検索いただくか、以下のURLからご確認ください。

URL:<https://www.city.murakami.lg.jp/site/total-kaigohokenn/kaigohoken-jutakukaisyu-qanda.html>

住宅改修についての疑問を確認する際は、本手引きや住宅改修に関するQ&Aをご活用いただくのと併せて、以下の担当へお気軽にお問い合わせいただければと思います。

○村上市役所お問い合わせ先

本庁 介護高齢課 介護保険室	〒958-8501 村上市三之町1番1号	TEL : 0254-75-8936(直通) FAX : 0254-53-3840
本庁 介護高齢課 村上市地域包括支援センター		TEL : 0254-75-8937(直通) FAX : 0254-53-3840
荒川支所 地域振興課 地域福祉室	〒959-3192 村上市山口444番地	TEL : 0254-62-3104(直通) FAX : 0254-62-5272
神林支所 地域振興課 地域福祉室	〒959-3492 村上市岩船駅前56番地	TEL : 0254-66-6113(直通) FAX : 0254-66-6110
朝日支所 地域振興課 地域福祉室	〒958-0292 村上市岩沢5611番地	TEL : 0254-72-6887(直通) FAX : 0254-72-0328
山北支所 地域振興課 地域福祉室	〒959-3993 村上市府屋232番地	TEL : 0254-77-3113(直通) FAX : 0254-77-2217

【実践編】実際にどんな工事ができるかを考える

どんな工事ができるかを考えるのに、特別な資格や経験は必要ありません。「自宅で生活する上で何が障害になっているか」を被保険者本人の視点になって考えてみましょう。

